



平成17年度
町政執行方針



平成17年3月
上富良野町



平成 17 年度町政執行方針

平成 17 年度第 1 回定例町議会の開催にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと存じます。

さて、今日のわが国の経済は、設備投資や外需などに支えられ、企業部門の改善が更に続くことを背景に、雇用や所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費が着実に増加し、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれております。

この全国的な景気動向は、地域や業種によって大きく異なると言われており、そのことから、北海道では、依然としてデフレ状態が継続しており、景気回復の実感はなく、引き続き厳しい経済環境にあると感じております。

また、わが国の財政においては、平成 17 年度予算で 4 年ぶりに税収の増加を見込んでおりますが、国債発行額は、全体予算の 40% を超える状態が続くなど、先進国のいずれの国と比較しても、極めて深刻な状況にあります。政府は、こうした観点からも早急に財政構造改革の取り組みを強化し、将来世代に責任が持てる財政に立て直して行くことを基本方針としております。

一方、地方財政においても、バブル崩壊以後、国の経済対策と呼応しながら地方経済回復のために発行してきた地方債の借入金残高は、平成 17 年度末で 205 兆円に達する見込みとなっております。

今後、その償還額の負担が一層増加することや、社会保障関係経費の自然増も見込まれるなど、これらの負担増が重くのしかかり、将来の地方財政運営が大きく圧迫されることが強く懸念されております。

このように極めて厳しい状況下で、国・地方を通じての財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹

底した行政改革を推進し、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務とされております。

本町としては、このような状況を踏まえて、財政的自立に向けた道筋を付けるため、広く町民の意見を聴きながら昨年策定した「上富良野町行財政改革実施計画」に基づき、地方分権の実現や地域の実情にも、十分配慮しつつ、計画で位置付けた32項目を着実に実践していくことが、私に課せられた責務であると強く認識しているところであります。

従いまして、この平成17年度は、その新行財政改革実施計画の実質的な推進を図る初年度であり、安定した財政基盤に転換して行くことを目標に諸改革を具体的に執り進めてまいります。困難な課題も、たくさんありますことから議員各位並びに町民皆さんの特段のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

それでは、まず町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

国の「三位一体の改革」の2年次目にあたる平成17年度は、全国の地方6団体が示した改革案の方向に概ね沿った内容となったことなどから、一般会計の歳入においては、4年連続で減少していた地方交付税額が前年度並みの額を確保できる見通しとなり、これに町税と各種の譲与税・交付金に臨時財政対策債を加えた主要一般財源の総額は、前年度より6千万円ほどの減額に止まり、44億4千万円の見込みとなるところであります。そのほかに受益者負担の適正化の観点から、在宅福祉サービスや延長保育など特定の事業に関する行政経費の一部を利用者の方にご負担をお願いすることとしております。

一方歳出では、会計全般にわたり各種事務事業の総点検と再評価を加え廃止や縮減するなど、経費の削減に努めたところであります。

また、旅費や施設の管理経費など裁量的経費についても抑制し、更に投資的経費においても、緊急度の高い事案等に絞り予算化し、財源

の捻出に努めましたが、現段階において人件費をはじめ扶助費や過去の公共事業等の実施に伴う公債費の増加額などを大幅に吸収するまでには至らず、一般会計においては、最終的にその不足する財源を財政調整基金及び土地開発基金で1億1千万円を、公共施設整備基金など特定目的基金で1億6千万円を、合計2億7千万円の繰入充当により財源調整を図ることで平成17年度の予算案を策定したところであります。

第4次上富良野町総合計画の推進期間も、いよいよ後期に入ったわけですが、本町の財政の根幹であります、国からの地方交付税は、大幅に減額傾向で推移するなど予想を超える事態を迎え、その先行きが非常に不透明な状況にあります。国の財政の動きいかににより、本町の財政運営が大きく影響を受けることは否めず、その動向を十分に見極めながら、平成17年度におきましても、第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」をめざし、まちづくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、4つの柱である「豊かな心の人々のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野の諸施策を可能な限り推進してまいります。

はじめに、1つ目の柱である、「豊かな心の人々のまち」づくりについてであります。

国際的にも、国内的にも、大きく変化する社会の中にあって、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも、十分連携を取りながら、生涯学習の観点に立って幼児から高齢者までの各期にわたり、教育・文化・スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

健康と福祉の施策については、町民の誰もが、いつまでも、健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が緊密に連携して、各種施策に取り組んでまいります。

そのための拠点施設として平成16年11月にオープンしました保健福祉総合センターは、多くの町民の皆さんにご利用をいただき、順調に推移しております。引き続き、本施設の機能を活かして、脳卒中予防や転倒骨折予防をめざした水中運動教室や介護予防教室などの各種保健福祉事業を推進し、利用促進に努めてまいります。

また、平成17年度は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により駐車場など、外構の整備を実施してまいります。

本町においても、少子高齢化の傾向が着実に進行している中において、社会福祉・地域福祉の推進は、一層重要となっております。その推進役として、ボランティアセンターや心配ごと相談所の運営、老人クラブ団体への育成支援、地域福祉ネットワークの取り組みなど中心的な役割を担っている社会福祉協議会との連携を密にしながら、引き続き各種事業の推進や運営を支援してまいります。

高齢者福祉については、在宅福祉の推進及び受益者負担の観点から、在宅福祉サービス利用料について一部見直しを図った中で、平成17年度も、引き続き生活支援・生きがい活動支援事業を実施してまいります。

介護保険事業については、制度が始まってから6年目を迎え、介護保険サービスの利用も、着実に伸びており、介護給付費は前年比較で、約15%の増加が見込まれる状況にあることから、国・道支出金など所要額の財源措置のほか、基金の取り崩しにより事業運営の安定に努めてまいります。

障害者福祉については、上富良野町障害者計画に基づき障害者が健常者ととともに地域で暮らし、社会参加ができるような地域づくりをめざした取り組みを進めてまいります。

子育て支援関係については、平成16年度末、老人身障者保健センターを改修して、施設目的を子どもセンターに改め、子育て支援と母子通園センター機能を移転・統合した施設としましたので、育児不安についての相談指導や子育てサークルへの活動支援、発達障害児の療育支援など事業内容の充実に力を注いでまいります。さらに、児童虐待問題につきましては、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、平成17年4月1日から児童虐待に関する通告先及び相談窓口として、新たに市町村の役割として法的に位置づけられたところです。そのため、児童虐待や非行児童等いわゆる要保護児童に関する総合な支援体制を整備するため、「上富良野町要保護児童対策連絡協議会」を設置して、要保護児童に対する予防対策及び早期発見等の支援体制の整備を図ってまいります。

児童館の運営については、保護者の要望が多いことから東児童館において、厚生員の増員を図り児童の健全育成に努めてまいります。

また、平成16年度に引き続き、放課後の児童対策健全育成事業として、地域子ども教室を文部科学省の補助事業採択を受け、実行委員会組織により当該事業を推進してまいります。

保健予防関係については、これまで新寝たきり老人ゼロ作戦事業により生活習慣病の発症予防の取り組みを進めてきたところではありますが、特に65歳以上の方の健診データに改善等の効果が表れてきており、反面、食生活の変化や運動習慣が少ないことなどにより生活習慣病の発症の若年化現象も生じていることから、引き続き地域・職域連携による健康教室や食生活改善講習会の開催、保健福祉総合センターを活用した健康運動指導、食生活改善講習会の開催などの予防活動を積極的に実施してまいります。

これらの取り組みを通して、健康寿命の延長や早世予防、医療費・介護費用の縮減をめざした「健康21上富良野計画」の一層の推進を図ってまいります。

ラベンダーハイツについては、高齢者が安心して生活できる老人福

祉施設の拠点として、ケアプランに基づき、一人ひとりに「きめ細やかな」サービスを提供してまいります。

デイサービスについては、昨年11月から民間で運営しております、デイサービス「かみん」と連携を図りながら在宅福祉施設として利用者ニーズにあったサービスの提供と、地域ボランティアのご協力もいただきながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう、サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険事業については、国の医療保険制度全体のあり方が検討されている中で、平成17年度以降について、三位一体の改革に関連して国庫負担と保険料負担を均等にしつつ、市町村の国保財政の安定化を踏まえて都道府県の役割・権限の強化が図られる方向にあり、これらの動向を見極めながら国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

老人保健事業については、対象年齢の引き上げ改正から2年半を経過してまいりましたが、対象者数は、減少しているものの、公費負担割合が段階的に引き上げられることにより、町負担分の増嵩が見込まれますので、予想される厳しい状況を十分認識し、安定した運営に努めてまいります。

病院事業については、診療報酬の改定が4年ごとに行なわれており、平成18年度の抜本的な医療制度の改革を控え、その対応整備を図ってまいります。近年の制度改革、見直しにより患者の定率負担導入などが行われたことにより、病院の医業収入減少傾向が続いており、依然として病院経営を取り巻く環境は厳しいものとなりますが、地域医療支援事業など他医療機関と連携して一層の経営改善に努めてまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

近年の農業・農村をめぐる状況は、経済社会構造の変化に伴い、生産環境も変化し、担い手の減少、高齢化の加速、米政策改革の推進、国際化による農畜産物の輸入拡大などによって収益性も低下してきており、これまでとは異なった厳しい対応が求められております。

このような中において、米政策改革等に対応する農業経営の規模拡大指向も進行しつつあります。

一方で、BSEの発生、食品の偽装表示などを契機にして、食の安全・安心への関心が高まる中で、より一層、消費者の健康志向や、消費者に支持される農畜産物の生産が求められております。

このような状況を踏まえ、町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本にして、営農条件に即した輪作体系の確立、化学肥料を最小限に抑える農産物の生産と生産コストの低減など創意工夫を発揮し、良質な農産物の生産が図られるよう、第5次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

農業委員会選挙委員定数については、平成16年11月に、農業委員会の活動の重点化や組織体制のスリム化・効率化に向けて、「農業委員会等に関する法律」の一部改正が行われたことを受け、種々協議検討し、今般、農業委員会定数を削減することで、条例の改正を提案いたしましたところであります。

農地の流動化については、経営規模拡大をめざす農業者に対し、農地保有合理化事業を主体とした資金の有効活用を図り、流動化を積極的に推進してまいります。

米政策改革については、「主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律」が改正施行され、消費者重視、市場重視の考え方に立って需要に即応した「売れる米づくり」の推進が求められております。

国においては、米の需要調整システムの検証を平成18年度に行い、平成20年度には、政府主導による米生産数量配分から農業者、農業団体が主役となるシステムを国と連携して取り組むこととなります。

農業者の皆さんにとりましては、極めて厳しい状況となりますが、平成16年度に策定された「上富良野町地域水田農業ビジョン」に沿って、地域の作物作付け、販売戦略、水田の利活用について、自主的、主体的な取り組みをお願いするものであります。

認定農業者については、意欲のある農業者を対象に農業者年金の保険料補助や、農地の取得、農業機械、施設の取得等に対し、低利資金の融資制度の特典がありますので、制度活用の奨励に努めてまいります。

特に、国においては、農産物価格補償制度等の施策を認定農業者に集中し、重点化しようとしておりますので、今後示される施策を見据え、認定農業者となり営農を継続できるよう支援してまいります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協が事業主体で建設を進めておりました「麦乾燥調整施設」は、平成17年度の完成となります。

道営農地基盤整備事業については、生産性の向上をめざし、平成17年度、新規事業として、島津地区が補助採択を受け実施します。

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保全や大気循環、地球温暖化防止など森林のもつ公益的機能を持続させるため、民有林の施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者の活動に対して、国・道補助に合わせ町も、引き続き助成を行ってまいります。

商業振興事業については、デフレ経済が長期化する中であって、活力のある商業の振興を図るため、商工会と連携を密にして、小規模事業者の店舗の増改築等に対し、引き続き支援を行ってまいります。

空き店舗対策については、商店街に賑わいを取り戻すための事業として、平成16年度に商工会が事業主体となり設置しました「中茶屋」を拠点として、地域の住民や高齢者などのコミュニティ活動の場として、また、地場産物の販売の場として活用いただくことで、商店街の

集客力の向上につながるよう、引き続き空き店舗対策事業を支援してまいります。

観光振興については、経済効果はもとより地域の活性化や人々の心にも、豊かさをもたらすといった効果が期待できますので、町の重要な産業の一つである観光産業についての情報発信を行い、より一層集客に結びつくよう努めてまいります。

観光関連バス運行については、これまでラベンダー観光期間中、シャトルバスを日の出公園駐車場から日の出公園山頂まで、約1ヵ月間運行してまいりましたが、富良野・美瑛広域観光の推進と観光客等の幅広いニーズに応えるため、また、地域経済への波及効果も期待しながら、新たに観光シーズンの6月から8月の間の土曜・日曜・祝日に駅前を発着にして、町内の観光地を巡る周遊観光バスを運行する計画であります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

駅及び周辺商業地域の整備については、通称銀座通りの整備が平成16年度完了し、平成17年度においては、駅周辺を街の賑わいの拠点として整備するため、採用事業の精査を行うとともに、民間活力導入の観点から、民間の事業参加や、整備後を想定した整備地区の運営や活用方法等について、商工会をはじめとする地元事業者の方々との協議を進め、事業者・地域・行政の役割を明確にする中から、具体事業の実施の可能性を探ってまいります。

景観行政については、平成16年4月に「かみふらの景観づくり条例」を、また、国においても、12月に「景観法」が施行されました。

平成17年度においては、条例制定の趣旨に沿い、総合的かつ計画的な景観施策を今後展開して行くため、「かみふらの景観づくり基本計画」の策定を進めてまいります。

公園・緑地の整備については、「町民の憩いの場・活動の場」「良好な景観形成」「地域の活性化」の観点から、防衛施設庁所管の民生安定事業を活用し、新たに光町3丁目地区に都市計画公園（近隣公園）の設置を図ってまいります。そのために平成17年度においては、事業用地の買収と実施計画の策定を進めてまいります。

この事業は、北海道開発局において、同地区内の国道バイパス駐車場拡張整備事業が進められることから、土地利用の有機的な連携のため、開発整備を図るものであります。

町営住宅の整備については、平成16年度に着工しました泉町北団地3号棟8戸の建替事業の完成をめざし、併せて通路、広場などの整備を行ってまいります。

飲料水供給施設整備事業については、東中倍本地区の配水管等の施設改築事業を完成するとともに、翁地区の専用水道についても、各種電気計装設備の整備及び水量不足解消のため、着水井の増設などを行い、安全で安定した飲料水の供給に努めてまいります。

簡易水道施設整備事業については、平成16年度完成した里仁浄水場の外構整備をはじめ、江花浄水場の取水井戸の洗浄、老朽化した仕切弁、消火栓の修理を行うなど、良質で安全な飲料水の供給のため、各浄水場の適切な維持管理に努めてまいります。

公共下水道事業については、快適な居住環境の拡大を図る観点から、一部未整備地区の汚水管渠の整備を行ってまいります。

クリーンセンターの運営については、現在、富良野広域圏分担処理の一環として圏域内他市町村の衛生用品・粗大ごみを受入処理しながら安定した稼動を続けております。

施設設備についても、適時適切に維持、補修を加えながら、地域はもとより、町民皆さんに安心していただける施設運営に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、平成15年度の事業開始とともに、

大変多くの改修設置希望が寄せられたことから、この2年間は抽選によりまして、55基の事業推進を図ってまいりました。平成17年度におきましても、引き続き希望者の要望に応えながら事業を推進してまいります。

交通安全については、昨年、死亡事故500日達成を目前にして痛ましい死亡事故が発生し、誠に残念な結果となりました。

交通安全は、町民一人一人の安全意識に支えられることから、平成17年度も、「交通安全は家庭から」をメインスロ・ガンとし、1件でも、事故発生を未然に防ぐため、家庭や地域で交通安全が日頃の話題となるような、参加型の交通安全活動を推進するとともに、関係機関・団体との連携を密にし、町民の皆さんのご協力をいただきながら、息の長い活動を進めてまいります。

防犯関係については、町内の発生件数が増加傾向にあり、警察や防犯関係団体との連携を密にするほか、特徴的であります空き巣や車上狙い等に対し、各地域内での防犯意識の啓発に努めてまいります。

住居表示については、町条例に基づき昭和57年度に住居表示を実施しましたが、設置から22年が経過し、実態調査の結果、約50%の表示板が破損等により確認できなかったことから、平成17年度において新規交付と併せて整備してまいります。また、街区表示板につきましても、大半が破損等により消滅していることから、新設を含めて年次的に整備するよう進めてまいります。

防災対策については、昨年、国内外において台風・地震・津波などの多くの自然災害が起こり、災害対策の大切さを再認識した1年でもありました。十勝岳を抱える町として、噴火などの災害から町民の生命と財産を守る地域防災計画を全面改訂しましたので、総合防災訓練などで検証し、十勝岳火山噴火災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ、

効率的に事業を推進してまいります。

平成17年度の道路・河川の整備については、4路線の道路改良・舗装工事、3河川の改修工事及び調査、1排水路の設計を行うこととしており、平成17年度は、保健福祉総合センター「かみん」へのアクセス道路となる、南3条通りの改良舗装事業を着工してまいります。

また、北海道が管理する河川の改修工事として、デボツナイ川、コルコニウシベツ川、トラシエホロカンベツ川に架かる、町道橋及び農道橋の架け換えが必要となっています。平成17年度においては、衣川橋及び谷本農道橋の架け換え工事が着工となる他に町道橋3橋、農道橋1橋の実施設計を行う予定となっております。

除排雪対策については、特に交差点の安全対策などに重点をおき、町民が快適に活動できるよう対応してまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町民との「協働」によるまちづくりを進めていくためには、町の保有する情報を広く町民に提供し共有する中で、町民参加による町政を推進していくことが重要であります。

このため、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」のほか「行政ホームページ」など、様々な機会や手段を通じて、情報の提供に努めてまいります。

また、町民が考えるまちづくりについて、意見を交換できる広聴活動の充実に努めてまいります。

町が抱える様々な課題や問題点を、町民の皆さんと共に考え、町の進むべき方向を決定していくためにも、あらゆる分野で、男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、より多くの町民の皆さんに参画いただき、町民との「協働」によるまちづくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民の皆さんと共有していくこ

とが大前提となりますので、これまでも、活用してきた情報提供媒体の充実を図るとともに、パブリック・コメントの制度化や、町民の皆さんと直接膝を交え意見交換しあう機会の拡充に努めてまいります。

「自治基本条例」については、上富良野町という単位で、物事を考え、決定していく場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決定していくかを定める自治の基本ルールとして、「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、その制定に向けて具体的な作業に取り組んでまいります。

自衛隊関係については、駐屯地が創立50周年の記念すべき歴史的な節目を迎えることから、各自衛隊協力団体と連携を図り、できるかぎりの支援をしてまいります。引き続き、演習場整備拡充及び駐屯地の現状維持を含め関係自治体及び協力団体と連携し、現状体制の堅持のため要望運動の強化に努めてまいります。

石狩川サミットについては、平成17年11月4日に本町を会場に開催される予定であります。石狩川サミットは、石狩川水系48の市町村が一堂に会し、流域のような広範囲の地域課題、また、開催地や上流、中流、下流のそれぞれの地域課題や「川からの地域振興・活性化」「川からのまちづくり」などについて、様々な情報交換や意見・提言などを論じる場であります。

2年に1度開催される本サミットは、平成17年で8回目を数え、この間、様々なまちづくりへの提言を発信してまいりましたが、行政側のみの提言でなく、地域住民にも、有効な提言となるよう、本町での開催においても、多くの市町村長の参加により、地域振興への一助となるよう、現地事務局を担ってまいりたいと考えております。

5年毎に実施される「国勢調査」が、平成17年10月1日を調査日として全国一斉に実施されます。

この国勢調査の調査結果は、今後の国や地方自治体の施策・計画の基礎資料となる大変重要な調査であり、地方交付税の算定などの基礎

数値にも用いられることから、調査実施にあたっては、私を本部長とする「上富良野町国勢調査実施本部」を置き、町内130の調査区に公募による調査員を配置して、適正・的確な調査の実施に努めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源として税収確保は、きわめて重要であります。

課税にあたっては、適正な課税客体の把握に努め、税の公平・公正に期してまいります。

また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対する催告の強化や訪問徴収を徹底し、滞納処分の強化を図るとともに、新たな収納の対策を検討しながら、収納率向上に、なお一層の取り組みをしてまいります。

行政組織機構については、平成16年4月にスタートした12課26班体制が1年を経過することから、その評価検証を行うとともに、時代の要請に応じた組織体制のあり方をどのように構築して行くべきかを課題として、今後の職員数適正化計画の見直しを進めてまいります。

指定管理者制度については、平成16年度にまとめた指定管理者制度導入プランに沿って、制度導入を進めてまいります。特に、これまで管理委託制度により管理運営していた施設については、新制度に移行する平成18年4月に向けて、具体的な準備作業を進めてまいります。

広域行政の推進については、富良野地域5市町村が歴史的・地理的な繋がりからも、基本的には運命共同体と考えており、今後とも、連携協力して行かなければならないものと思っております。

特に、行財政改革の一層の推進が強く求められる現下で、積極的に広域で取り組むことで行財政の効率化が図られるものや、道州制に伴う事務事業の権限移譲の受け皿づくりなど、富良野地域においても共

通の行政課題となっております。これら時代の要請に具体的な対応が求められている状況にあることから、富良野地区広域市町村圏振興協議会第6回委員会において、今後の富良野圏域における各自治体のあり方等、将来の在るべき姿がどうあるべきか、その方向性を探っていくことが必要であるとの共通認識から、広域圏振興協議会内にその検討組織として実務者レベルによる専任のプロジェクトチームを設置することで合意したところであります。その組織化のため、5市町村から各1名づつを派遣することで、4月の定期異動の中で適任者を人選する予定としております。

以上、平成17年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成17年度予算案の概要を申し上げます。

平成17年度は、2年目を迎えた国の「三位一体の改革」の動きを注視しておりましたが、主要財源である地方交付税は、前年度同水準となったものの、交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債が前年に続き23.1%の大幅な減額となり、本町の交付税総体額は、1億1千7百万円の減少が見込まれ、合せて、三位一体改革における税源移譲に伴う一般財源化の影響で2千9百万円の目減りが見込まれ、合計1億4千6百万円の歳入財源が減少する厳しい状況の中で予算編成作業を進めたところであります。

特に、新たな行財政改革の実施計画を策定後、最初に迎えた年度の予算編成でありましたが、歳入においては、町税をはじめ、使用料などの収納額の確保に努めるとともに、歳出では、行政サービスを組織内で評価を加え、廃止あるいは縮減するなどの方針を定めましたので、その方向に沿って行政経費の削減を行い、また、旅費など事務的経費や施設管理経費などの裁量的経費についても、平成16年度に引き続き抑制を図ったところであります。

一般会計では、ますます厳しさを増す財政状況を想定し、投資的事業の緊急度や必要性についても、再度検討を加えたうえで予算化を図ったところでありますが、財源不足額を総て解消するに至らず、最終的に特定目的の基金をはじめ、財源調整のために財政調整基金等の取り崩しを行うことにより、予算総額を平成16年度対比で7.4%減の、73億6千2百万円とする予算案を定めたところであります。

一般会計からの特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などの内容としては、「国民健康保険特別会計」へは、保険税軽減の措置などとして、「老人保健特別会計及び介護保険特別会計」へは、基準に基づくものとして、「ラベンダーハイツ事業特別会計」へは、生きがい活動支援通所事業運営費として、また、「公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計」には、公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ所要の額を計上いたしました。

また、公営企業会計であります「病院事業会計」には、基準に基づく経費として、「水道事業会計」には、水道事業に伴う負担措置分として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、

| | |
|----------------|-------------|
| 国民健康保険特別会計 | 11億3,302万円 |
| 老人保健特別会計 | 11億6,932万円 |
| 公共下水道事業特別会計 | 3億6,430万円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 6,687万5千円 |
| 介護保険特別会計 | 6億5,260万5千円 |
| ラベンダーハイツ事業特別会計 | 2億8,100万円 |
| 病院事業会計 | 9億5,427万5千円 |
| 水道事業会計 | 2億4,899万8千円 |

となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は、48億7,039万3千円

で、一般会計予算と合わせた町の予算総額は、122億3,239万3千円で、平成16年度当初予算対比で7.7%の減、額にして10億2,288万2千円減の財政規模になっております。

以上、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成17年度の町政執行方針といたします。

平成17年3月3日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄